

(写)

災害時における臨床検査技師の派遣に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査技師の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は以下に掲げる場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害支援活動が必要と認められるときは、乙に対し、避難所及び被災医療機関等への臨床検査技師の派遣を要請することができるものとする。

- (1) 三重県内において災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、臨床検査技師の派遣を要請されたとき。
- (3) その他知事が特に必要と認めるとき。

（臨床検査技師の業務）

第2条 乙が派遣する臨床検査技師は、避難所及び被災医療機関等において、医師の指示のもと診療支援、健康管理的検査及びそのための検体採取等を行うものとする。

2 臨床検査技師の業務は、次のとおりとする。

- (1) DVT 関連検査（肺血栓塞栓症での死亡回避のための下肢静脈超音波検査、Dダイマー検査など）
- (2) 弾性ストッキング着脱指導（DVT 予防対策）
- (3) 採血及び検査（POCT 検査等を含む）
- (4) 感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）が疑われる際の検体採取
- (5) 避難所における衛生管理指導（手洗い、手指消毒、マスク着用等の指導）
- (6) 被災医療機関等での診療支援（病院検査室の機能維持）
- (7) その他、甲により依頼を受け、乙が対応可能と判断した検査

（臨床検査技師の輸送）

第3条 臨床検査技師の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講じるものとする。

（検査機器・検査試薬等の供給）

第4条 乙が派遣する臨床検査技師が使用する検査機器・検査試薬等は、当該臨床検査技師が携行するもののほか、必要数に満たない場合、乙は、中部臨床検査薬卸連合会又は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会へ支援要請を行い、その状況を甲に連絡するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が災害救助法に基づく範囲内で支弁するものとする。

(写)

- (1) 臨床検査技師の派遣に要する経費
- (2) 臨床検査技師が携行した検査試薬等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(損害補償)

第6条 災害対策基本法第71条第1項に基づき、従事命令を受け派遣された臨床検査技師がその業務に従事したために負傷した場合、疾病に罹患した場合又は死亡した場合は、甲は乙に対して、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年三重県条例第46号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

(細則)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月10日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 一見勝之 印

乙 三重県津市江戸橋一丁目113番地
KTGレジデンス江戸橋1-D
一般社団法人 三重県臨床検査技師会
会長 宇城研悟 印